

(介護予防) 短期入所生活介護ながわりの華 運営規程

社会福祉法人アミカル

第1条 この規程は、社会福祉法人アミカルが設置する短期入所生活介護ながわりの華（以下『施設』という）が実施する指定（介護予防）短期入所生活介護（以下『ショートステイ』という）の適正な運営を確保する為に、人員および管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態または要支援状態にある者に対し、適正なショートステイサービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第3条
1. 施設の従業者は利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るよう、入浴・排泄・食事の介護等、日常生活上の世話、機能訓練を行い、利用者の生活機能・心身機能の維持または向上を目指し、並びに家族の身体的および精神的負担が軽減されるよう、利用者の立場に立ったショートステイサービスを提供する。
 2. ショートステイの実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との連携に努めると共に、関係市町村とも連絡を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（名称および所在地）

第4条 名称および所在地は次のとおり。

- （1）名称 短期入所生活介護ながわりの華
 個室利用型
- （2）所在地 倉敷市玉島3075

（従業者の職種、員数、および職務内容）

第5条 従業者の職種、員数、および職務内容。

- ①施設長 常勤 1名

施設長は事業者の従業者の管理および業務の管理を一元的に行う。

- ②医師 嘱託 1名以上

医師は利用者の健康状態に注意すると共に、健康維持の為に適切な措置をとる。

- ③生活相談員 1名以上

生活相談員は利用者またはその家族からの相談に適切に応じると共に、必要な助言その他の援助を行う。

- ④介護職員 常勤換算 12名以上

介護職員は心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な介護を行う。

- ⑤看護職員 常勤換算 2名以上

看護職員は利用者の健康の状況に注意すると共に、健康保持の為に適切な措置をとる。

- ⑥栄養士 常勤換算 1名以上

管理栄養士は食事の提供にあたり、栄養並びに利用者の身体の状態および嗜好を考慮した献立を作成する。

- ⑦機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、利用者の心身の状況等を踏まえて、必要に応じ日常生活を送る上で必要な生活機能の改善または維持の為に機能訓練を行う。

(利用定員)

第6条 ショートステイの利用定員は定床型：小規模生活単位型、ユニット数 4、定員40名
(各ユニット 定員10名)

(ショートステイサービスの内容)

第7条 ショートステイサービスの内容は、次のとおり。

- ①入浴・排泄・食事等の介護その他日常生活上の世話および機能訓練を提供する。
- ②心身の状況、または家族の疾病や冠婚葬祭および出張等の理由、若しくは家族の身体的・精神的な負担の軽減を図る為に、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、ショートステイサービスを提供する。

(通常の送迎の実施範囲)

第8条 通常の送迎の実施範囲は倉敷市とする。

(利用料、その他の費用の額)

第9条 1. ショートステイの利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準による。

(利用料の1割若しくは2割若しくは3割)

2. 食事の提供に伴う費用の額は、**朝食415円、昼食600円、夕食530円**とする。

* 食費については、一食あたりの請求とする。

* 介護保険負担限度額の認定を受けている入居者に対しては、その認定証に記載された金額を1日あたりとする。

* 経管栄養等の入居者で食費の単価が変わる場合は、その内容について説明を行うものとする。

3. 滞在に係る費用の額。

個室利用型居室料：2,066円

* 介護保険負担限度額の認定を受けている入居者に対しては、その認定証に記載された金額を1日あたりとする。

* 滞在に係る費用の額を変更するときは、予め、入居者又はその家族に対して、変更後の費用の額及び、その根拠について説明を行い、入居者の同意を得るものとする。

4. その他、日常生活に係る費用等の徴収が必要となった場合は、その都度入所者またはその家族に説明し同意を得たものに限り徴収する。

(例) 電気代：55円／個／日

喫茶店：50円／回

詳細は添付別紙参照

5. 厚生労働大臣が別に定める場合を除き、ショートステイ送迎費用について、自動車を使用した場合は、以下の額を徴収する。

通常の送迎の実施範囲外について：送迎実施範囲を越えた地点から1kmにつき
10円とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

- 第10条
1. 災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員および居室定員を超えて入所させない。
 2. 利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努める。
 3. 感染症の発生、蔓延しないよう必要な措置を講じる。

4. 利用にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対して療養上必要な事項について理解しやすいように指導または説明を行う。
5. 利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行うと共に、相当期間以上継続して入所する利用者については、介護計画に基づき、機能訓練および日常生活を行う上で必要な援助を行う。
6. 利用者または他の利用者等の生命または身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。
7. 利用者の身体的理由もしくは施設運営上の理由により、居室を変更する場合がある。その際あらかじめ利用者に説明し実施する。

(緊急時および事故発生時における対応方法)

第11条 ショートステイサービスを提供している利用者に病状の急変等が生じた場合は、応急処置を行い、その後必要な処置及び受診（協力病院）を行い、家族への連絡をするなど、必要な措置を講じる。

(利用者の守るべき留意事項)

- 第12条
1. 利用者は、健康と生活の安定の為、施設長が定めた日課を尊重し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めなければならない。
 2. 利用者は、外来者と面会しようとする時は、その旨を施設長に届け出て、予め指定された場所において面会する。
 3. 利用者は荘の清潔、整頓、その他環境衛生の保持の為に協力しなければならない。
 4. 利用者は、身上に関する重要な事項に変更が生じた時は、速やかに施設長または生活相談員に届け出なければならない。
 5. 利用者は、故意に荘（設備および備品を含む）に損害を与えた場合は、その損害を弁償または原状に回復しなければならない。損害賠償の額は、利用者の収入および事情を考慮して減免する事が出来る。
 6. 利用料については退所時遅滞なく支払うものとする。
なお、特別な理由による滞納は、利用者もしくは家族の書面による申し出があった場合考慮するが、督促請求にもかかわらず延滞を見た時点で以後サービスを提供しない。
 7. 利用者の身体的理由（発病等）により、利用契約期間中であってもサービス利用がなされないことが明確である場合には契約を解除し退所していただく。

(非常災害対策)

第13条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画および風水害、地震等の災害に対する計画に基づき、消防法8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- ①防火管理者は有資格者の中から施設長が任命する。
- ②始業時・終業時には、火災危険防止の為、自主的に点検を行う。
- ③非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検は防火管理者が立ち会う。
- ④非常災害設備は常に有効に保持するように努める。
- ⑤火災発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限度に止める為、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- ⑥防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

- | | |
|-----------------------------|-------|
| (1) 防火教育および総合基本訓練（消火・通報・避難） | 年2回以上 |
| (2) 非常災害設備の使用方法的徹底 | 随時 |

⑦その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(その他運営に関する留意事項)

第14条 1. 従業員の質的向上を図る為の研修の機会を設け、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 年2回

2. 従業員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

3. 従業員であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させる為、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持させるべき旨を従業員との雇用契約の内容とする。

4. この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人アミカルと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(苦情処理)

第15条 提供したショートステイサービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速且つ適切に対応する為、苦情受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者または家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講ずる。

(虐待の防止)

第16条 虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講ずるものとする。

1. 虐待の防止のための指針を整備する。

2. 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

3. 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

4. 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

(雑則)

第17条 この規程を改正、廃止する時は、社会福祉法人アミカル理事会の議決を経る。

(付則)	この規程は平成26年	6月	1日から施行
	平成27年	4月	1日一部改定
	平成28年	8月	1日一部改定
	平成29年	11月	1日一部改定
	平成30年	8月	1日一部改定
	令和1年	10月	1日一部改定
	令和2年	4月	1日一部改定
	令和3年	8月	1日一部改訂
	令和6年	8月	1日一部改訂
	令和8年	8月	1日一部改訂